

国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（以下「成育基本法」という）が、令和元年１２月１日に施行された。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況に関わらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法第６条で妊娠中または出産後一年以内の女子と規定）について費用の心配なく医療を受けられるようにすることが不可欠である。また、産科や周産期センターがない地域は、移動等に伴う妊産婦の経済的体力的負担が大きく、それを解決することが少子化対策にもつながると考える。

さらに、「妊産婦医療費助成制度」をはじめとした福祉医療費助成を現物給付で実施している自治体に対する国庫補助金の削減措置については、直ちに廃止すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること
- 2 福祉医療費助成を現物給付としている市町村に対する国民健康保険国庫補助金の削減措置については、これを全て廃止すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年１２月１１日

岩手県陸前高田市議会議長 福 田 利 喜